

宿 泊 約 款

令和 4 年 5 月 17 日

第 1 条（本約款の適用）

1. 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることができます。

第 2 条（宿泊引受への拒絶）

1. 当館は、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
 - (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 宿泊客が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのある時。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動がある時。
 - (8) 宿泊しようとする者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、団体またはその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団等反社会勢力」という。）である場合。
 - (9) 宿泊しようとする者が暴力団、または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体である場合。
 - (10) 宿泊しようとする者が、法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの。
 - (11) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
 - (12) 宿泊しようとする者が、当館もしくはその従業員に対し暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を増える負担を要求した場合。

第3条（氏名等の明告）

1. 当館は、宿泊日に先だつ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という。）をお引き受けした場合には、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。
 - （1） 宿泊者の氏名、性別、年齢、住所、国籍及び職業
 - （2） その他当館が必要と認めた事項

第4条（予約金）

1. 当館は、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には、期限を定めて、宿泊期間（宿泊期間が3日をこえる場合は3日間）の宿泊料金を限度とする予約金の支払を求めることがあります。
2. 前項の予約金は、次条に定める場合に該当するときは、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

第5条（予約の解除）

1. 当館は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

	不泊・当日	前 日	2 日前	3 日前	5 日前	6 日前	7 日前
5 名まで	100%	30%	20%	10%			
6 名以上	100%	50%	30%	25%	20%	20%	20%

（注）%は、予約宿泊料金に対する取消料率です。

2. 当館は、宿泊者が連絡しないで宿泊日当日の午後5時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等公共の運輸機関の不着、または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

第6条（当館からの解除）

1. 当館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
 - （1）第2条第3号から第12号までに該当することになったとき。
 - （2）第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - （3）第4条第1号の予約金の支払を請求した場合において、期限までにその支払がないとき。2 当館は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

第7条（宿泊の登録）

1. 宿泊者は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を当館に登録して下さい。
 - （1）第3条第1号の事項
 - （2）外国人にあつては、旅券番号
 - （3）出発日
 - （4）その他当館が必要と認めた事項

第8条（客室の使用時間）

1. 宿泊者が当館の客室使用できる時間は、チェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、チェックアウト時刻をこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。
 - （1）超過2時間まで 室料の30%
 - （2）超過2時間以上 室料の100%

第9条（営業時間等）

1. 当館の施設の営業時間は、次のとおりとします。
 - （1）フロント 午前9時から午後5時まで
洗濯室 午前9時から午後10時まで

第10条（料金の支払）

1. 料金の支払は、通貨または当館が認めた旅行小切手若しくはクーポン券、クレジットカード等により、宿泊者の到着の際、または当館が請求したとき、当館のフロントにおいて行っていただきます。
2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第11条（利用規定の遵守）

1. 宿泊者は、当館内において、当館が定めた利用規定に従っていただきます。

第12条（宿泊継続の拒絶）

1. 当館は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。
 - (1) 第2条第3号から第7号までに該当することとなったとき。
 - (2) 前条の利用規定に従わなかったとき。

第13条（当館の責任）

1. 当館の宿泊に関する責任は、宿泊者がフロントにおいて宿泊の登録を行った時、または客室に入った時のうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
2. 当館の責に帰すべき理由により宿泊の客室の提供ができなくなったときは、客室の提供ができなくなった日を含むその後の宿泊料金はいただきません。

第14条（駐車場の責任）

1. 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第15条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が被害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

アグリハートセンター フェリーチェ 宿泊利用規定

当館の公共性と安全性を確保するため、当館をご利用のお客様には宿泊約款第11条にもとづき、下記の規則をお守りいただくことになっております。この規則で禁じられた事項をお守りいただけないときには、宿泊約款第12条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。

- (1) 廊下および客室内で炊事用などの火器をご使用にならないこと。
- (2) 当館は禁煙のため、館内で喫煙をなさらないこと。
- (3) 高声放歌や喧騒な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりするようなことのないこと。
- (4) 廊下および客室内に次のようなものをお持ち込みにならないこと。
 - (イ) 動物、鳥類
 - (ロ) 著しく悪臭を発するもの
 - (ハ) 著しく多量な物品
 - (ニ) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
- (5) 廊下および室内で、賭博および風紀をみだすような行為をなさらないこと。
- (6) 廊下および客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に充てないこと。
- (7) 客室室内の諸物品を旅館の外へ持ち出したり、旅館内の他の場所に移動したりなさらないこと。
- (8) 旅館の建築物や諸設備に異物を取りついたり、現状を変更するような加工をなさらないこと。
- (9) 旅館の外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないこと。
- (10) 館内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないこと。
- (11) 廊下やロビーなどに所持品を放置なさらないこと。
- (12) ご予定宿泊日数を変更なさる場合は、フロントに予めご連絡下さること。
- (13) お忘れ物の保管は、特にご指定のない限りご出発後1か月までとさせていただきます。